【2026 年 4 月現在】

関西学院大学特別支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　関西学院特別支給奨学金規程第２条に準ずる。
（資格）
第３条　奨学金を受けるものの資格は、大学に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として１年以内を対象とする。
1　主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
2　主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
3　主たる家計支持者が破産したとき。
4　病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
5　火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
（年額及び交付）
第４条　関西学院特別支給奨学金規程第４条に準ずる。
２　奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の１／２）を春学期に一括交付する。
３　関西学院大学特別支給奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として１回限りとする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、申請者の中から機構の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
1　奨学金を辞退するとき。
2　休学又は退学するとき。
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
1　奨学金を辞退したとき。
2　休学又は退学したとき。
3　委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
２　奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（所管）
第 10 条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。
（細則）
第 11 条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第 12 条　この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
1　この規程は、2011 年（平成 23 年）10 月 14 日から施行する。
　略

５　この規程は、2024年（令和６年）９月１日から改正施行する。

関西学院大学後援会奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学後援会奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　奨学金の資金は、関西学院後援会からの寄附金をもってこれにあてる。
（資格）
第３条　奨学金を受けるものの資格は、大学に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として１年以内を対象とする。
1　主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
2　主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
3　主たる家計支持者が破産したとき。
4　病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
5　火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
（年額及び交付）
第４条　奨学金の年額は、学費相当額（授業料、実験実習費、教育充実費）の２分の１（千円未満切捨て）又は 40 万円のうちいずれか少ないほうの金額を限度とする。
２　奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の１／２）を春学期に一括交付する。
３　関西学院大学後援会奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
４　他の学内奨学金との重複は可とする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として１回限りとする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、申請者の中から機構の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定し、関西学院後援会に報告する。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
1　奨学金を辞退するとき。
2　休学又は退学するとき。
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
1　奨学金を辞退したとき。
2　休学又は退学したとき。
3　委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
２　奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（所管）
第 10 条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。
（細則）
第 11 条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）
第 12 条　この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
1　この規程は、2010 年（平成 22 年）７月２日から施行する。
　　略
6　この規程は、2024 年（令和６年）９月１日から改正施行する。